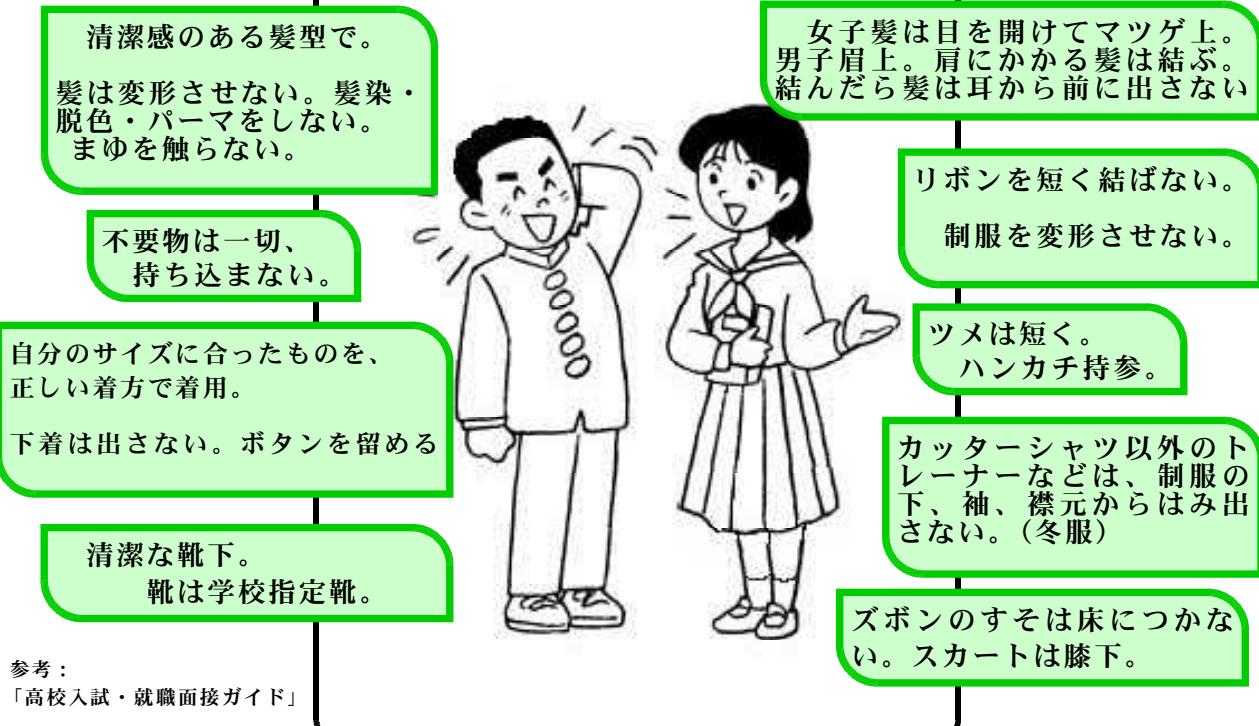


【別記1】

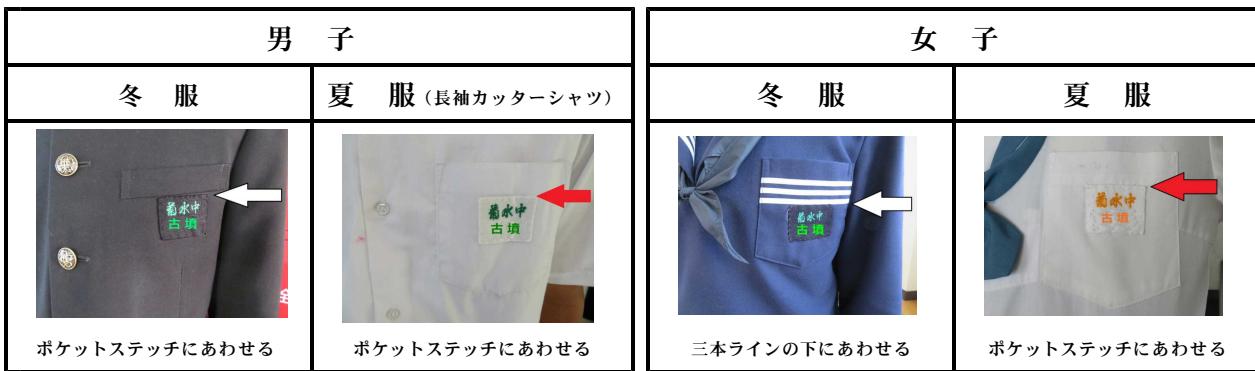
清潔感・学習第一



名札をつける場所 下図参照

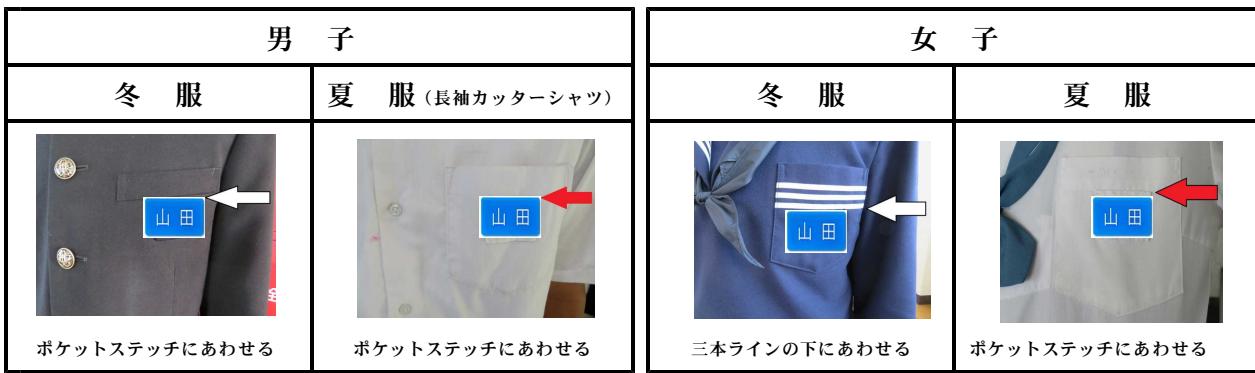
- ① 男子 冬服・夏服とも左胸ポケットのステッチに名札上をあわせる。
- ② 女子 冬服は左胸三本ラインの下に、夏服は左胸ポケットのステッチに名札上をあわせる。

布製名札をつける場合 縫い付け、マジックテープを問わない。ホックを使用する場合、四角を留める。(安全ピンやヘヤピンやクリップ等を使用しない)



※男子長袖カッターシャツの場合、夏服に準じてつける。ポケットがない場合は、左胸につける。

プラスチック名札をつける場合 両側の穴を使って糸で縫い付ける



【別記 2】

安全第一

通学に使用する自転車

- 登下校中の安全確保のため、一切改造を行っていないものであること。
- 安全確保のため、後方に荷台がついているものとする。
- 任意保険に加入しておく事が望ましい。

自転車の点検項目

- 警音器（ベル・ブザー）はよく鳴るか
- ハンドル（高さ・位置）は適正で変形がないか
- サドル（高さ）は両足先がつく高さか
- ライトは点灯するか
- 前後とも良く効き、ワイヤーにサビ・切れがないか
- 後方反射材がついているか カギは施錠できるか
- タイヤの空気圧が適正で、タイヤのすり減りがないか
- かご・荷台のゆるみや破損・危険部分がないか
- 自転車本体およびハンドルを変形していないか
- チェーンのゆるみ、はずれやすさはないか



参考：「公益財団法人 日本交通管理技術協会 自転車安全整備制度 (TSマーク)」

【別記 3】

改正道路交通法による危険 14 項目

危険 14 項目の名称	解 説（交通安全課より）
1 信号無視	信号の指示を無視すること
2 通行禁止違反	道路標識などで通行禁止されている場所を通ること
3 歩行者専用道での徐行違反等	歩道を徐行せずに通ること
4 通行区分違反	自転車専用レーンの枠外を通ること
5 路側帯の歩行者妨害	歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
6 遮断機が下りた踏み切りへの進入	閉じようとしているまたは閉じている踏み切りに立ち入ること
7 交差点での優先道路通行者妨害	交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど
8 交差点での右折車妨害等	交差点で車両の通行を妨げるよう右折することなど
9 環状交差点での安全進行義務違反等	右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど
10 一時停止違反	一時停止の指定がある場所で止まらないこと
11 歩道での歩行者妨害	歩道で歩行者の通行を妨げること
12 ブレーキのない自転車運転	ブレーキがきかない、または壊れた自転車の運転
13 酒酔い運転	お酒を飲んでの自転車運転
14 安全運転義務違反	<ul style="list-style-type: none">・原則として左側通行・傘をさしての自転車運転（固定も含む）・携帯電話、音楽プレーヤーの使用・イヤホンやヘッドホンの使用や着用・2台以上の並列走行・2人乗り・整備不良車両の運転

一般財団法人：全日本交通安全協会HP・リーフレットより抜粋

警察本部交通安全課リーフレットより抜粋

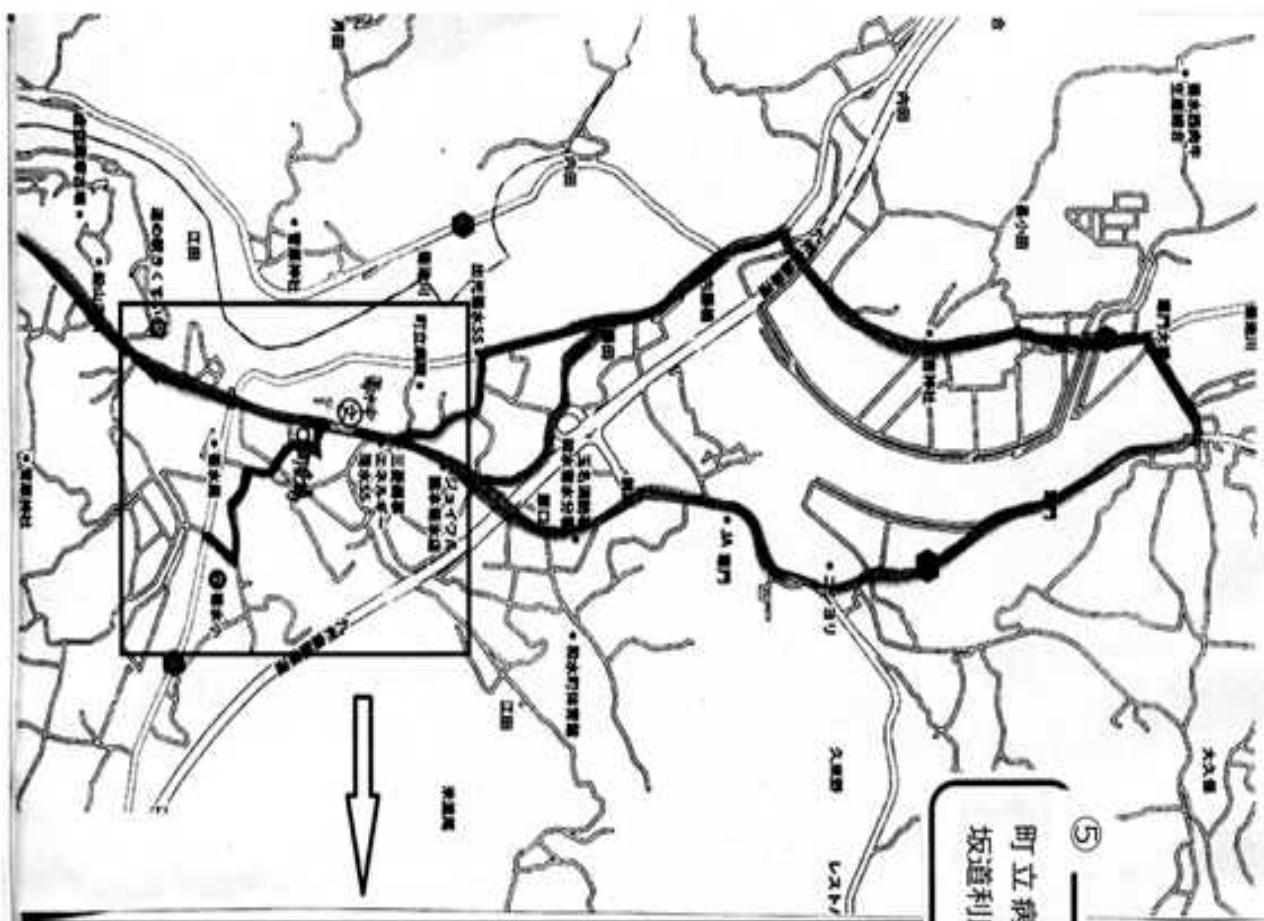
【別記4】

通学路について

- ①下記の図の太線を基本の通学路とする。自宅から安全かつ最短ルートで基本の通学路まで通り、その後は基本の通学路を通って通学する。
- ②安全のため歩道を通行するが、歩行者の安全を優先して徐行して通る。
- ③原則、左側通行とする。ただし、学校—JAスタンド間はIC前が危険なため、ベーゼ子屋側を通行する。
- ④高速道路の上の橋は自転車から降りて押して通行する。
- ⑤県道3号線へ行く場合は、次の2つの方法をとる。
 - 校門を出て左折、菊屋前を通りヒライの手前を徐行して左折したあと一旦停止し、横断すること。ただし、町立病院前の坂道は利用しない。(下地図 ⑤参照)
 - 丸太小屋前を通行すること。
- ⑥県道16号線より町役場側へ行く場合は、北側は三菱ふそう先から、南側は役場前を左折し中央公民館手前の坂道を通行する。ただし、坂道は自転車から降りて押して歩く。(下地図 ⑥参照)
この場合、中央公民館手前の坂道を通った後、ライスセンターを通り、菊水小学校手前の道より県道に出る。自転車道を利用すること。(原則、菊水小学校方面から江田交差点右折ルートは利用しない。)
- ⑦菊水口マン館方面の生徒は、江田交差点を通る。
- ⑧県道16号線は信号機のある横断歩道を横断する。
- ⑨藤田の三叉路、店舗等の出入り口、交差点、道路横断時等では歩行者やその他の車両に特に気をつける。

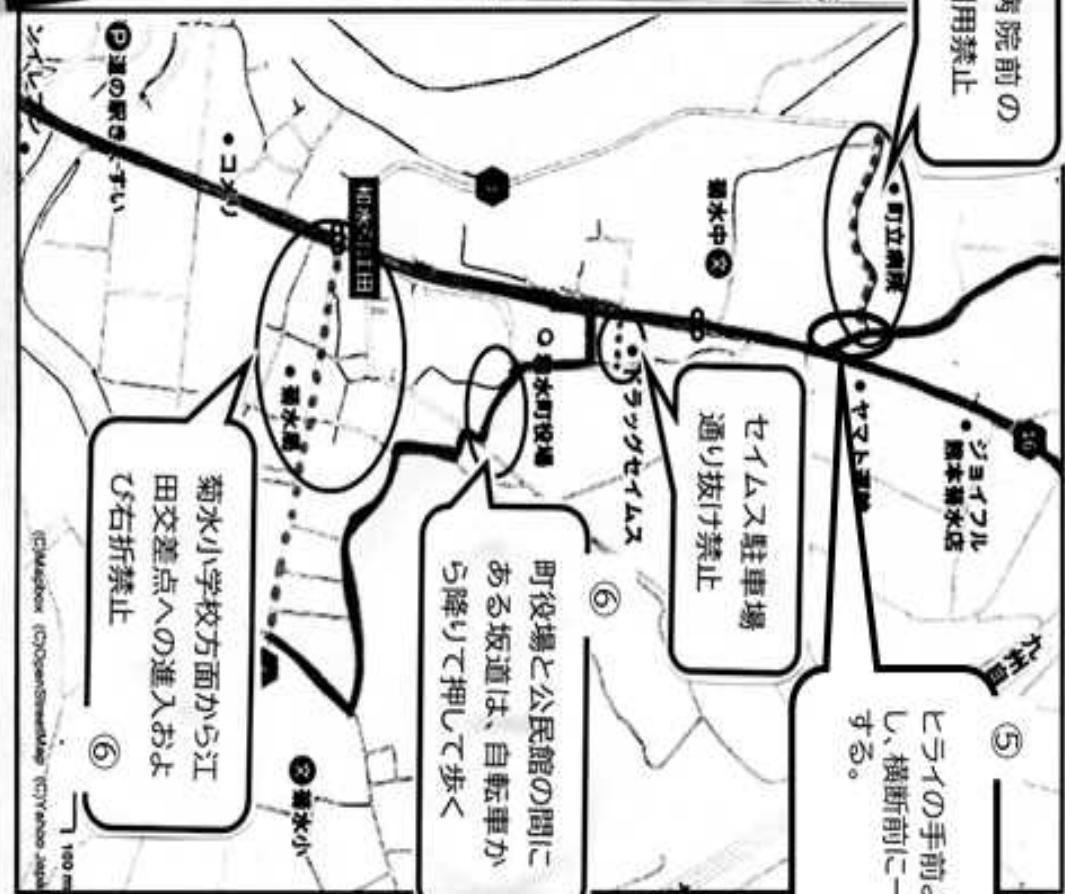
以下「通学規定」より抜粋 必ず「通学規定」を確認すること

- 登下校とは、徒步通学（送迎時も含む）・自転車通学にかかわらず「通学路」を通行している状態を指し、家を出てから学校へ着くまでの間、またはその逆とする。
- 通院・習い事等でやむを得ず通学路を使用できない場合には、事前にその理由等を担任に届け出る。
- 登下校の際には、寄り道・近道・途中での買い物等をしない。
- 登下校中には安全タスキを着用する。忘れた場合には職員室から予備を借用する。「徒步通学生」が送迎される場合は、車内であってもタスキをつけること。
- やむを得ない送迎の場合、送迎の乗降は「公民館」とする。近隣商店・役場は禁止する。朝のみ「菊屋さん」奥の駐車場を使用できるが、極力さけること。ケガ・病気等でやむを得ず送迎する場合の乗降場所は、事前にその理由等を保護者から担任に問い合わせせる。



⑤
町立病院前の
坂道利用禁止

ヒライの手前より徐行
し、横断前に一旦停止
する。



自転車安全点検・整備カード

()年()組()号 氏名()

*点検内容が適正であるか点検し、必要に応じて整備を行い、整備完了したら○を記入する。

*点検・整備は自転車安全整備店による点検・整備が望ましい。

点検項目	点検内容	適正である
1 サドル	サドルを動かしてもガタつかず、固定されている。 またがって、両足先が地面にとどく高さである。	
2 ハンドル	ハンドル、にぎり(グリップ)はゆるみなく固定され、 高さは適正である。変形なし。	
3 ブレーキ	前・後輪ともよく効く。ブレーキワイヤにサビ、切れ はなく、ブレーキゴム類の減りがない。	
4 チェーン	ゆるみがあつたり、はずれやすかったりしない。	
5 タイヤ	空気圧は適正で、タイヤのすり減りはない。	
6 ベル	ベルやブザーはよく鳴る。	
7 ライト	明るくつく。	
8 かぎ	施錠できる。	
9 反射器材	尾灯や反射器材があり、汚れ等なく、後方や側方か らよく分かる。	
10 部品 その他	ねじのゆるみや破損、危険部分がない。 かごや荷台は確実に固定されている。	

① 自転車損害賠償責任保険に 加入している 加入していない
(どちらかを○で囲む。)

令和()年()月()日 点検・整備完了しました。

走行上支障なく安全であると認めます。

自転車安全整備店名および印
(または保護者名)

印

自転車通学許可願

菊水中学校長 様

通学および校外での学習活動に自転車を使用したいと思いますので、

自転車通学を許可をくださいますようにお願ひいたします。

その際、下記2つの事を守ることを約束いたします。

私は、

- ①裏面の「自転車安全点検・整備カード」で点検・整備が完了していることを報告します。
- ②交通規則と菊水中学校通学規定および別記2、3、4を厳守し、常に安全運転することを誓います。

1 地区 ()

2 家から学校までの距離 ()km

3 通学時間 ()分

年 組 番 名前 ()

保護者氏名 (印)

電 話 ()